

太田市議会議員及び太田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年6月30日

太田市長 穂積昌信

太田市条例第34号

太田市議会議員及び太田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

太田市議会議員及び太田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成17年太田市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第6条及び第8条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第11条第1号中「541円31銭」を「586円88銭」に改め、同条第2号中「28円35銭」を「30円73銭」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。